職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成22年10月12日 熊本県人事委員会

本年の報告・勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引下げ(2年連続) ~ 平均年間給与は△8.3万円(△1.4%)

- ① 職員給与が民間給与を上回る較差 (△364円、△0.10%) を解消するため、給料表の引下げ改定 (平均△0.1%)
- ② 期末手当・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(△0.2月分)
- ③ 獣医師に対する初任給調整手当の支給

1 民間給与との比較

(1) 月例給

民間給与	職員給与	較差	
(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(C) / (B) ×100
381, 559円	381, 923円	△364円	△0. 10%
	(給料カット後) 370, 152円	11,407円	3. 08%

(2) 特別給 (ボーナス)

民間のボーナス(賞与等) 3.94月

職員の期末手当・勤勉手当 4.15月

2 給与改定の内容

(1) 月例給

民間給与との較差(マイナス)を解消するため、月例給を引下げ

- ① 行政職給料表 中高齢層(40歳台以上)が受ける給料月額について引下げ(平均△0.1%)
- ② その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引下げ(医療職給料表(1)等を除く)
 - ※ 給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額についても、所要の調整

(2) 期末手当・勤勉手当 (ボーナス)

民間の支給割合に見合うよう引下げ 年間4.15月分→3.95月分(△0.2月分)

		6月期	12月期
22年度	期末手当	1.25月 (支給済み)	1.35 月(現行1.5 月)
	勤勉手当	0.7 月 (支給済み)	0.65 月(現行0.7月)
23年度	期末手当	1.225月	1.375 月
以降	勤勉手当	0.675 月	0.675 月

(3) 獣医師に対する初任給調整手当の支給

獣医師に新たに採用された職員に対し、初任給調整手当を支給

(4) 実施時期等

条例公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)。ただし、獣医師の給与の改善については平成23年4月1日

本年4月からの年間給与で民間との実質的な均衡を図るため、本年12月期の期末手当の額で所要の調整

3 職員の人事・給与等に関する今後の課題

(1) 人事・給与制度

ア 勤務実績の給与への反映

公務の特殊性や長期的人事管理も考慮し、勤務実績を重視した昇給等についての検討が必要

イ 高齢期の雇用問題

国の制度が本県の人事給与制度に大きく影響することから、その動きを十分注視する必要

ウ 労働基本権の問題

国における公務員の労働基本権の在り方についての検討状況について十分注視する必要

エ 女性職員の登用

性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できるよう取組を進めていく必要

(2) 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

ア 総実勤務時間の短縮

- ・時間外勤務の縮減については、これまでの縮減の取組の徹底、見直しにより一層努める必要
- ・管理・監督者は、新たな事業、業務の実施検討に当たっては、執行段階の体制等についても十 分に検討し判断することが重要

イ 職員の健康管理

メンタルヘルス対策として、以下の事項が重要

- ・職員がストレスに早く気付き、相談体制等を活用して早期に対処すること
- ・管理・監督者は状況把握に努め、その要因の軽減等適切な対応をとること

ウ 両立支援その他勤務環境の整備

育児や介護を行う必要のある職員に対する両立支援の推進と良好な勤務環境の整備が必要

(3) 臨時職員の勤務条件

各任命権者においては、臨時職員の勤務条件について、職員との均衡面から検討が必要

(4) 信頼の確保

- ・職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を持ち公務員倫理の保持等に努める必要
- 各任命権者は、綱紀の保持に万全を期し、県民の信頼確保に努めていくことが重要

【参考】

給与勧告に伴う職員の平均給与等

	勧告前	勧告後	差
給与月額	370, 152円	369, 802円	△350円
年間給与	6,038,000円	5, 955, 000円	△83,000円

行政職(平均年齢43歳11月、平均経験年数22年0月)給料カット後の額